

鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

建造物の部

名称	員数	所在の場所
奥田家住宅 主屋 離れ 新座敷 茶室 蔵 西の蔵 雑器蔵（西） 雑器蔵（東） 附 家相図（明治31年、昭和11年） 土地（露地門、塀、石垣及び洗い場を含む。）	8棟         2枚 2,172平方メートル	鳥取市猪子